

プロジェクト 税効果会計

項目 第 46 回専門委員会で聞かれた意見（法人税等会計基準）

本資料の目的

1. 本資料は、第 46 回税効果会計専門委員会（2017 年 2 月 1 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された企業会計基準公開草案第 59 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」（以下、「本公開草案」という。）に関する検討について聞かれた主な意見をまとめたものである。

更正等による追徴及び還付に係る会計処理に関するコメントへの対応について聞かれた意見

2. 事務局より、質問 2（更正等による追徴及び還付に係る会計処理）に関するコメント対応（案）について説明したところ、次の意見が聞かれた。

（更正による追徴及び還付の閾値の説明を見直すべきとのコメント（コメント 6）に関する意見）

- (1) 監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（以下「監査保証実務指針第 63 号」という。）においては、追徴及び還付の認識の際の閾値が明記されていなかったことを踏まえると、本公開草案第 31 項における「追徴及び還付について監査保証実務指針第 63 号における取扱いを踏襲することとした」という表現を見直すべきと考える。

審議事項(2)-2-1 及び審議事項(2)-2-2 を参照

（本公開草案第 5 項の「原則として」という表現を削除すべきとのコメント（コメント 9）に関する意見）

- (2) 追徴税額を費用として計上しないケースや追徴の納付税額を資産として計上するケースは想定しづらいにもかかわらず、それらのケースは排除されていないとの説明（本公開草案第 32 項）と併せて読んだ場合、当該ケースが一般的にあり得るとの誤解を生じさせるのではないか。そのため、追徴及び還付については、基本的には公開草案第 5 項及び第 7 項に定められている取扱いを優先して判断する旨を、コメントへの対応に記載する必要があると考える。

監査保証実務指針第 63 号では、追徴税額を費用として計上しないケースや納付税額を資産として計上するケースについて、「排除されていない」との表現を用いていることから、現時点の対応案の表現でどうか。

(延滞税に関する取扱いを明確にすべきとのコメント(コメント10)に関する意見)

- (3) 法定申告期限の延長に伴い納付する延滞税の取扱いに関するコメントへの対応が事務局の意図を反映できていないため、修正が必要であると考えている。

審議事項(2)-2-1を参照

(追徴税額が誤謬に該当する場合における延滞税等の取扱いを明確にすべきとのコメント(コメント11)に関する意見)

- (4) 追徴税額が誤謬に該当する場合、延滞税等を比較情報に表示するのか、追徴税額を認識した年度の財務諸表に表示するのかについての取扱いを明らかにしてはどうか。

審議事項(2)-2-1を参照

開示に関するコメントへの対応について聞かれた意見

3. 事務局より、質問3(開示)に関するコメント対応(案)について説明したところ、次の意見が聞かれた。

(事業税(付加価値割及び資本割)の開示についてのコメント(コメント13)に関する意見)

- (1) 実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」において示されていた事業税(付加価値割及び資本割)を販売費及び一般管理費として表示する根拠のうち、「付加価値割の課税標準は一体として意味を持つものであり、課税標準を分解して取扱いを違えることは不合理であると考えられるため、付加価値割のうち利益に関連する金額に対応する税額のみを分離して「法人税、住民税及び事業税」に計上するといった考え方は採用していない。」等の考え方については、結論の背景に踏襲すべきであると考えている。

審議事項(2)-2-1及び審議事項(2)-2-2を参照

(発生の可能性が高いものの、追徴税額又は還付税額が合理的に見積ることができないときの開示に関するコメント(コメント19)に関する意見)

- (2) 追徴税額又は還付税額の金額を合理的に見積ることができない場合、企業の将来の財政状態に与える影響の重要性を勘案すると、追加情報の注記として開示

を行う取扱いではなく、法人税等会計基準に具体的な定めを設けるべきである
と考える。

偶発債務の注記や追加情報の注記について、税金に関するものを個別に定め
る場合には、他の基準との整合性を勘案する必要があることから、このまま
の対応案の記載かどうか。

その他のコメントへの対応について聞かれた意見

4. 事務局より、質問 4（その他）に関するコメント対応（案）について説明したとこ
ろ、次の意見が聞かれた。

（外国法人税の定義を見直すべきとのコメント（コメント13）に関する意見）

- (1) 本公開草案の修正案では、「外国税額控除の対象となる」という表現が用いら
れているが、法人税法における「控除対象外国法人税」と齟齬がないか、再度
確認をお願いしたい。

審議事項(2)-2-1 及び審議事項(2)-2-2 を参照

以 上